

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置

高齢の方、障害のある方等が居住する既存住宅のバリアフリー改修を支援するため、既存住宅に対して一定のバリアフリー改修を行った場合、必要書類を添付し申告すれば、固定資産税が減額されます。

1 対象要件

(1) 工事期間

平成 28 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日の間に行われたバリアフリー改修工事

(2) 住宅の要件

- ・新築された日から 10 年以上経過した住宅（居住用）
- ・賃貸住宅でないもの
- ・延床面積が 240 m²以下であるもの

(3) 居住者要件

次のいずれかの方が居住する既存住宅

- ・ 65 歳以上の方
- ・ 要介護認定または要支援認定を受けた方
- ・ 障害のある方（**障害者手帳をお持ちの方**）

(4) 対象となるバリアフリー改修工事

次の工事で、補助金等を除く 自己負担額が 50 万円以上のもの

- | | |
|------------|-------------|
| ・ 廊下の拡幅 | ・ 階段の勾配緩和 |
| ・ 浴室の改良 | ・ トイレの改良 |
| ・ 手すり取付け | ・ 床の段差解消 |
| ・ 引き戸への取替え | ・ 床表面の滑り止め化 |

2 軽減の内容・範囲

(1) 軽減内容

工事完了時の翌年度の固定資産税が 3 分の 1 減額されます。

(2) 軽減される範囲

1 戸あたり 100 平方メートルに相当する部分

3 減額を受けるための手続き

軽減を受けようとする対象住宅所有者は、「バリアフリー改修に伴う住宅軽減申告書」に必要事項を記入し、下記の必要書類を添付の上、改修後 3 カ月以内に税務課（市役所榛原庁舎 3 階）まで提出してください。

添付書類

- ・ 領収書の写し
- ・ 工事明細書の写し（建築士、登録性能評価機関等による証明で代替可）
- ・ 改修箇所の図面・工事写真（改修前・改修後）
- ・ その他補助金等の明細の写し
- ・ 介護を受けている方や障害がある方であることがわかる書類
- ・ バリアフリー改修に伴う住宅軽減申告書

問い合わせ先 牧之原市税務課資産税係（0548-23-0035）